

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年1月15日

福岡市水道局浄水部多々良浄水場

1. 公募の趣旨

本業務については、津屋井堰の保守点検を行う業務であり、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定をしているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

津屋井堰点検業務委託

(2) 請負契約等の内容

津屋井堰の井堰本体・総合点検・管理運転点検・目視点検・PLC点検・計装設備点検

(3) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2.(2)の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。
- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争、札停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停

止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 福岡市内に本店、支店またはこれに準じる事業所を有すること。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 過去において、同種あるいは類似した業務を国、地方公共団体から直接受託した実績がある者、又直近3年間（令和4年度、令和5年度、令和6年度）に地方公共団体以外から直接受託し確実に業務を履行した実績を有する者。
- (4) 常勤の自社社員で、当該設備に精通した技術者を点検に従事する作業員として配置できる者。
- (5) 対象機器の不具合等発生したときは、24時間体制で通報を受付けでき、速やかに復旧処置が行える技術員を派遣できる(必要に応じて製作メーカー等の派遣を含む)体制をとることができる者。

5. 手続等

(1) 公募説明書等の配付期間、配付場所及び配付方法等

① 配付期間

令和7年1月15日（水）～令和7年 1月29日（水）
（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

② 配付場所

水道局浄水部多々良浄水場
所在地 福岡県糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号
電 話 092-938-4810
担 当 浄水第2係 安心院

③ 配付書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年1月15日（水）～令和7年 1月29日（水）
（土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から16時00分まで）

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと

を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部多々良浄水場

所在地 福岡県糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号

電 話 092-938-4810

担 当 浄水第2係 安心院

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合わせを中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。